

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

総務省サイバーセキュリティ統括官室

法務省民事局商事課

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課

1 改正理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）において、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）が改正されたことに伴い、「日本工業規格」を引用している電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）の様式について必要な改正を行うものである。

2 改正内容

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の様式中、様式第一から様式第四まで及び様式第六中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

3 施行期日

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。

<補足>

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続は実施しない。